

富士見市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

1 概要

富士見市総合計画審議会の所掌事務の見直し等をするため、富士見市総合計画審議会条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

①所掌事務（第1条及び第2条関係）

基本構想及び基本計画に加え、それと関係性の深いまち・ひと・しごと創生総合戦略も所掌範囲とし、その策定及び検証について所掌する。

②組織（第3条関係）

審議会の委員定数を12人から15人とする。

③富士見市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の廃止

附則により、富士見市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例を廃止する。併せて、富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、同審議会に係る報酬規程部分について削除する。

3 施行日

令和3年4月1日

富士見市総合計画審議会条例（平成元年条例第2号）新旧対照表

新	旧
<p>富士見市総合計画等審議会条例 （設置）</p> <p>第1条 市の総合計画等（富士見市自治基本条例（平成16年条例第9号）第18条に規定する基本構想及び基本計画（基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。）並びにまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。以下同じ。）に関する事項を調査審議するため、富士見市総合計画等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。</p> <p>(1) 総合計画等の策定及び検証に関すること。</p> <p>(2) その他市長が必要と認める事項</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>富士見市総合計画__審議会条例 （設置）</p> <p>第1条 <u>富士見市総合計画（基本構想及び基本計画をいう。）を策定するため、富士見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 <u>審議会は、富士見市総合計画について市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 審議会は、委員<u>12人</u>以内をもって組織する。</p> <p>2 （略）</p>

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）新旧対照表

新					旧				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
20	総合計画審議会委員	学識経験	日額	8,000円	20	総合計画審議会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円			委員	日額	3,000円
(削除)									
21	公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員	学識経験	日額	8,000円	22	公の施設の指定管理者候補者審査委員会委員	学識経験	日額	8,000円
		委員	日額	3,000円			委員	日額	3,000円
～					～				
72	(略)	(略)	(略)	(略)	73	(略)	(略)	(略)	(略)
		～	～	～			～	～	～
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)